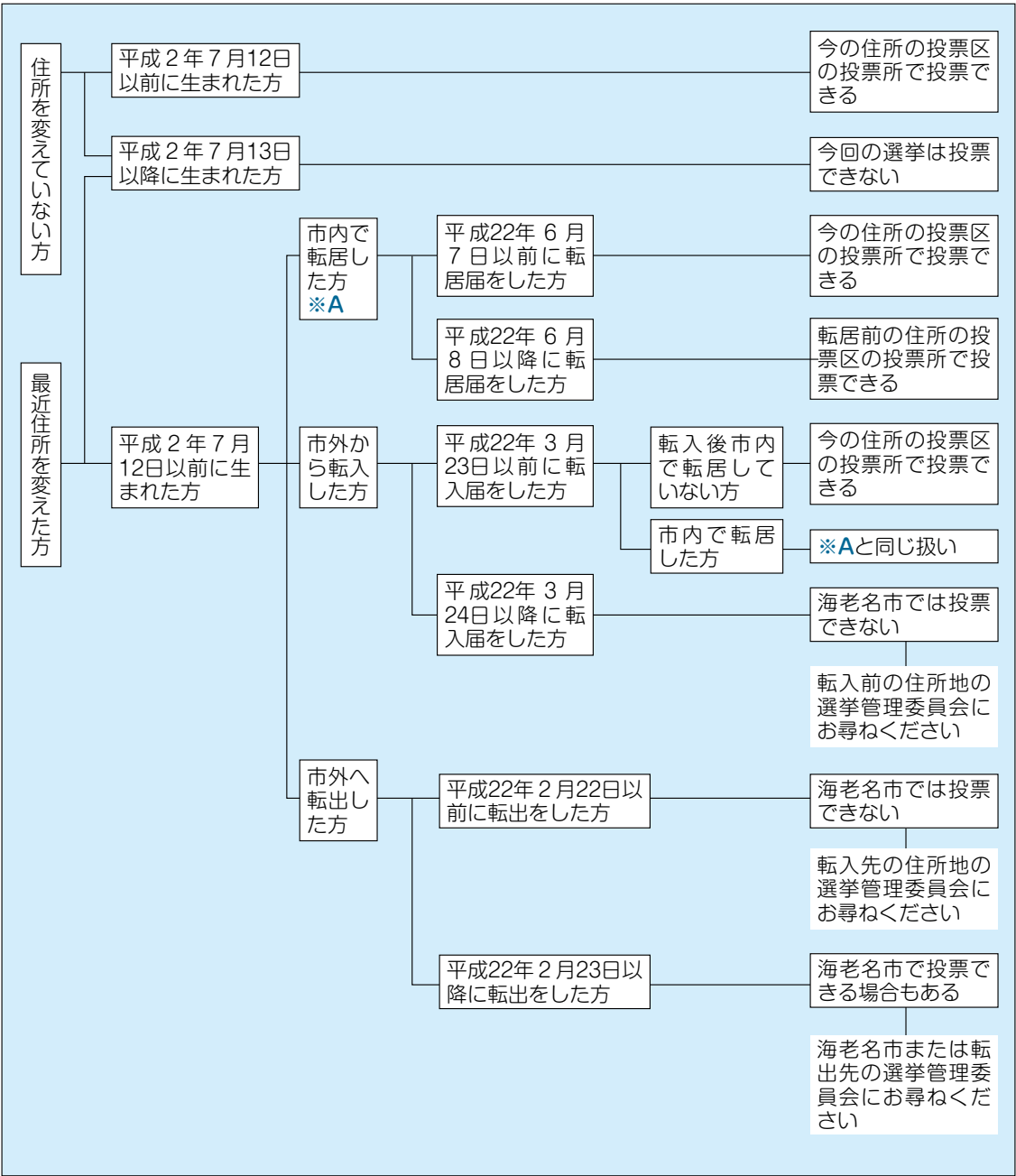


表Ⅰ 投票区一覧

投票区名 投票所建物の名称	区 域
第1投票区 海老名中学校体育館	中央一丁目、中央二丁目1番、4番、5番、8番～10番、国分南一丁目1番～26番、国分南三丁目、勝瀬1番～10番
第2投票区 大谷中学校体育館	大谷234～364、401-3、402～437、462～495、512～526、545～564、576～586-2、586-4～586-6、大谷北一丁目8番～10番、大谷北三丁目、大谷南一丁目～五丁目
第3投票区 中新田小学校体育館	中新田一丁目～三丁目、中新田四丁目1番～7番、12番～23番、中新田五丁目1番～18番、24番～26番、大谷586-3、586-7～807
第4投票区 有鹿小学校体育館	河原口1～706、708、709、743～893、934～936、946、947、950～955、973～976、1007～1015、1252、1606～1608、2016～2499、2548～2565、上郷381～448、669～850、943、944、947、上郷一丁目、上郷二丁目
第5投票区 今泉小学校体育館	上郷622～667、851～942、945、946、948～1076、上郷三丁目、下今泉、下今泉一丁目、下今泉五丁目1番、9番、10番、上今泉1897-2、1922～1941、1967～1984、2000～2120、国分北一丁目11番～13番、24番～33番
第6投票区 上星小学校体育館	上今泉一丁目、上今泉四丁目、上今泉五丁目
第7投票区 柏ケ谷小学校会議室	柏ケ谷323、326～361、461～526、539～714、851～997、1026～1151
第8投票区 有馬小学校体育館	中河内、上河内、杉久保北五丁目20番～22番、杉久保南三丁目～五丁目、本郷
第9投票区 今泉中学校玄関ホール	上郷四丁目、下今泉二丁目～四丁目、下今泉五丁目2番～8番、上今泉1633～1897-1、1898～1908、1985～1997、上今泉二丁目、上今泉三丁目
第10投票区 社家コミュニティセンター	社家、今里、今里一丁目～三丁目、中新田四丁目8番～11番、中新田五丁目19番～23番
第11投票区 門沢橋コミュニティセンター	中野、門沢橋、門沢橋一丁目～六丁目

投票区名 投票所建物の名称	区 域
第12投票区 大谷小学校体育館	国分寺台1丁目、国分寺台2丁目1番～9番、12番～19番、浜田町、大谷北四丁目
第13投票区 柏ケ谷コミュニティセンター	東柏ケ谷一丁目、東柏ケ谷二丁目
第14投票区 東柏ケ谷3丁目自治会館	東柏ケ谷三丁目、東柏ケ谷四丁目
第15投票区 国分北集会所	国分北一丁目1番～10番、14番～23番、34番～41番、国分北二丁目、国分北三丁目1番、2番、7番、8番11号～9番
第16投票区 青少年会館体育館	さつき町、河原口707、710～729、898～933、937～945、948、949、956～972、977～1006、1016～1212、1334～1355、1407～1415、中新田1～41、上郷451～621、1077～1113、1526～3998
第17投票区 国分寺台文化センター	国分寺台2丁目10番、11番、国分寺台3丁目～5丁目
第18投票区 東柏ケ谷小学校体育館	東柏ケ谷五丁目、東柏ケ谷六丁目
第19投票区 杉本小学校体育館	国分北三丁目3番～6番、8番1号～10号、10番～39番、国分北四丁目、柏ケ谷1～322、365～456、527～537、538-1、717～785、上今泉六丁目
第20投票区 杉久保コミュニティセンター	杉久保1～242、471～621、杉久保北一丁目～四丁目、杉久保北五丁目1番～19番、23番～30番、杉久保南一丁目、杉久保南二丁目
第21投票区 国分コミュニティセンター	国分南一丁目27番、28番、国分南二丁目、国分南四丁目、望地一丁目、望地二丁目
第22投票区 市役所附属棟会議室	中央二丁目2番、3番、6番、7番、11番、12番、中央三丁目、勝瀬83～249、河原口1304～1307、1309、1310、1313～1333、1356～1387、1508～1550、1561、1564、1565、1568～1575、1581、1582、1585、1586、1589～1605、大谷1～4、30～35、59～69、808～816、大谷北一丁目1番～7番、大谷北二丁目、中新田376～540

表Ⅱ あなたの投票は？



投票できる方は

今回の選挙で投票できる方は、次の条件に該当し、海老名市の選挙人名簿に登録されている方です。

- ①日本国籍を有している
- ②平成2年7月12日以前に出生している
- ③平成22年3月23日以前に本市に転入届をして、引き続き3カ月以上住所を有している
- ④公職選挙法で定める選挙権を有しない者について規定に該当しない。

※表Ⅱ参照

郵便等で行う不在者投票

次の事由に該当する方は、自宅で郵便等による不在者投票ができます。この場合、事前に市選挙管理委員会に申請して証明書の交付を受けてください。

ア身体障害者手帳をお持ちで、障害の程度が次の①～③に該当する方

①両下肢、体幹、移動機能障害：1級・2級 ②心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害：1級・3級 ③免疫、肝臓の障害：1級～3級

イ戦傷病者手帳をお持ちの方で、次の①・②に該当する方

①両下肢、体幹の障害が特別項症、第2項症 ②内臓機能の障害が特別項症、第3項症

ウ介護保険法で要介護の認定を受けていて、被保険者証に要介護状態区分が要介護5であると記載されている方。

※投票済証明書の発行をご希望の方は、投票所の係員に申し出てください

なお、郵便等投票証明書をもちで、身体障害者手帳に記載されている障害の程度が、上肢もしくは視覚の障害の程度が1級である方は、代理人が本人に代わって記載する「代理記載」が認められています。ご希望の方は、選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

投票用紙の請求は、市選挙管理委員会へ、7月7日頃までに行ってください。